

# 国民保護業務計画

平成18年4月

中日本高速道路株式会社

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第2章 平素の備え	2
第1節 活動体制の整備	2
第2節 関係機関との連携	3
第3節 お客様への情報提供の備え	3
第4節 警報の通知体制の整備	3
第5節 避難・救援に関する備え	3
第6節 高速道路の安全確保に関する備え	3
第7節 交通の管理に関する備え	3
第8節 隣接施設災害への備え	3
第9節 応急復旧に関する備え	4
第10節 訓練・啓発等の実施	4
第3章 武力攻撃事態等への対処	4
第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡	4
第2節 活動体制の確立	4
第3節 安全の確保	5
第4節 関係機関との連携	6
第5節 お客様への情報提供	6
第6節 警報の通知及び伝達	6
第7節 避難・救援に関する措置	6
第8節 高速道路の適切な管理及び安全確保	6
第9節 交通の管理	7
第10節 隣接施設災害への対処	7
第11節 安否情報の収集	7
第4章 応急の復旧	7
第1節 道路の応急復旧	7
第2節 情報の収集	7
第3節 本省対策本部への報告	7
第4節 支援の要請	7
第5章 復旧等に関する措置	8
第1節 国民生活安定のための措置	8
第2節 復旧に関する措置	8
第6章 緊急対処事態への対処	8
第1節 活動体制の確立	8
第2節 警報の通知及び伝達	8
第3節 緊急対処保護措置の実施	9
第7章 計画の適切な見直し	9

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が実施する道路の管理又は建設業務に関し、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における国民の保護のための措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

会社は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、関係道路会社、地方公共団体、子会社・関連会社（以下「グループ会社」という。）及び委託契約会社等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携協力し、その所掌業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

#### 第1 事態の想定

##### 1 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となる核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）についても考慮する。

##### 2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態をいい、①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態等が考えられる。

#### 第2 基本的人権の尊重

会社は、国民保護措置等の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

#### 第3 お客様への情報提供

会社は武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等の実施状況、被災情報（武力攻撃災害及び緊急対処事態により生ずる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害等の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）その他の情報等について、関係機関と連携しつつ、お客様に対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

#### 第4 関係機関との連携の確保

会社は、国民保護措置等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

#### 第5 お客様の協力

会社は、国民保護措置等の重要性について広く啓発に努め、お客様の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

#### 第6 高齢者、障害者等への配慮

会社は、国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。

#### 第7 安全の確保

会社は、国民保護措置等を実施するにあたっては、会社の役員及び社員（以下「社員等」という。）並びにグループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員など、国民保護措置等を実施する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

#### 第8 自主的な判断

会社は、その業務について国民保護措置等を実施するにあたっては、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に則して、その実施方法等を自主的に判断するものとする。

#### 第9 政府対策本部長の総合調整等

会社は、内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の長（以下「政府対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

### 第2章 平素の備え

#### 第1節 活動体制の整備

##### 第1 情報収集及び連絡体制の整備

会社は、関係機関と連携しつつ、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

##### 第2 通信体制の整備

会社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう自家発電設備の整備や通信手段の多重化等、コンピューターのデータも含めたバックアップ体制の整備に努めるものとする。

なお、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。  
また、中日本高速道路株式会社防災業務計画第2編第2章第4「災害情報・通信システムの整備」の関連項目を有効に活用するものとする。

##### 第3 非常参集体制及び活動体制の整備

会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係社

員等の非常参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員等に周知するものとする。

非常参集を行う関係社員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

また、防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

## 第2節 関係機関との連携

会社は、平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

## 第3節 お客様への情報提供の備え

会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災状況などの情報を、報道機関への発表、会社ホームページ及び道路交通情報提供施設等を活用して、お客様に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

## 第4節 警報の通知体制の整備

会社は、政府対策本部から国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「本省対策本部」という。）を通じ警報が通知された場合において、中部地区支配人、支社、中央研究所、給与厚生事務センター、料金事務センター、東京事務所及びグループ会社（以下「支社等」という。）への通知及びお客様に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

## 第5節 避難・救援に関する備え

### 第1 避難措置指示の通知体制の整備

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ、避難措置の指示が通知された場合において、支社等への通知及びお客様に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

### 第2 避難及び救援に対する支援に関する備え

会社はその管理する施設が都県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第6節 高速道路の安全確保に関する備え

会社は、会社が管理又は建設する道路（以下「高速道路」という。）について、巡回の実施の在り方など「安全確保の留意点」を定めるものとする。「安全確保の留意点」の策定に当たっては、必要に応じ、消防庁、警察庁及び都県警察に助言を求めるものとする。

## 第7節 交通の管理に関する備え

会社は、武力攻撃事態等において、都県警察と連携して、お客様に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

## 第8節 隣接施設災害への備え

会社は、高速道路に隣接する施設で、武力攻撃災害による甚大な被害が予想される原子力施設及び石油コンビナート等（以下「隣接施設等」という。）については、武力攻撃災害に際しての関係機関との連絡方法、連絡体制、現地における対応方策等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 第9節 応急の復旧に関する備え

会社は、武力攻撃事態等において、高速道路の応急復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制の整備及び資機材の確保について努めるものとする。

#### 第10節 訓練・啓発等の実施

##### 第1 訓練の実施

会社は、平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとするとともに、関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

また、関係機関が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

##### 第2 社員等への啓発

会社は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、会社の社員等、グループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員などに対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

会社は、武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに国土交通省への情報連絡を行うとともに、情報連絡のための必要な通信手段の確保、高速道路の安全確認の実施、被害の有無などの情報の迅速な収集を行うものとする。

#### 第2節 活動体制の確立

##### 第1 政府対策本部等への対応

会社は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が政府により定められ、内閣に政府対策本部が設置された場合には、政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

政府対策本部長から政府対策本部の設置及び本省対策本部の長から本省対策本部の設置についての通知を受けたときは、警報の通知に準じて、直ちに支社等にその旨を連絡するものとする。

特定の地域における対策が必要となり、政府が武力攻撃事態等現地対策本部を設置した場合には、会社は必要に応じ、社員を派遣するものとする。

##### 第2 会社武力攻撃事態等対策本部の設置等

#### 1 会社武力攻撃事態等対策本部の設置

会社は、武力攻撃事態等が発生し、政府対策本部及び本省対策本部が設置された場合であって、会社が国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに社長を長とする中日本高速道路株式会社武力攻撃事態等対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置するものとする。

本社対策本部は、会社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本社対策本部を設置した場合には、支社等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、関係機関に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。

#### 2 支社等対策本部の設置

支社等は、本社対策本部が設置された場合であって、所掌に係る国民保護措置などを実施する必要がある場合には、本社対策本部に準じた組織（以下「支社等対策本部」という。）を設置するものとする。

支社等は、支社等対策本部を設置したときは、その旨を本社対策本部に連絡するものとする。

#### 3 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、本社及び支社等対策本部の組織及び職務代行順などの運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

### 第3 情報収集及び報告

#### 1 情報収集及び報告

会社は、武力攻撃事態等が発生し、本社対策本部を設置した場合は、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、その情報を速やかに本省対策本部に報告するものとする。

本社対策本部は、政府及び本省対策本部から武力攻撃事態等の状況、関係機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、会社内での共有を図るものとする。

#### 2 通信体制の確保

会社は、武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとし、支障が生じた場合には、応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

また、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

### 第4 非常参集の実施

会社は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、関係社員に非常参集を行わせるものとする。

## 第3節 安全の確保

会社は、国民保護措置の実施にあたっては、その内容に応じ、会社の社員等のほか、会社の実施する国民保護措置に従事する者に対して、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### 第4節 関係機関との連携

会社は、国民保護措置の実施にあたっては、本省対策本部及び関係機関と緊密に連携し、的確な実施に努めるものとする。

また、都県知事から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、安全の確保に配慮した上で、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

#### 第5節 お客様への情報提供

会社は、武力攻撃事態等が発生した場合には、本省対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災情報等の情報を、報道機関への発表、会社ホームページ、道路交通情報提供施設及び看板などを活用して、お客様に対し、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

#### 第6節 警報の通知及び伝達

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ警報の通知を受けた場合には、支社等に対して迅速かつ確実に警報を通知するとともに、お客様に対し、警報を伝達するよう努めるものとする。警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

#### 第7節 避難・救援に関する措置

##### 第1 避難措置の指示の通知及び伝達

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、支社等に対して避難措置の指示の通知を行うとともに、お客様に対し、同措置の指示の伝達に努めるものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

##### 第2 避難・救援に対する支援

会社は、武力攻撃事態等の発生による、都県の区域を越える避難が生じた場合において、要避難地域の都県と避難先の都県及び避難の経路となる地域の都県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が行われるときには、会社は必要に応じ当該協議に参加するものとする。

また、会社が管理する施設であって、あらかじめ都県知事から避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、会社は、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第8節 高速道路の適切な管理及び安全確保

会社は、武力攻撃災害が発生したときは、会社が管理する施設について、巡回の強化など、安

全確保のための措置の実施に努めるとともに、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

また、高速道路の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、都県警察、消防機関、海上保安庁等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

#### 第9節 交通の管理

会社は、機構及び都県警察と連携して、交通規制及び道路の通行禁止等の必要な措置を講じるとともに、同措置を行った場合には、直ちにお客様に周知徹底を図るものとする。

#### 第10節 隣接施設災害への対処

会社は、隣接施設等への武力攻撃災害の通報を受けたときは、直ちに本省対策本部へ連絡を行うとともに、現地に派遣された原子力安全委員等の専門家が行う現場の情報の収集、分析等に対し必要な協力を行うものとする。

#### 第11節 安否情報の収集

会社は、お客様又はグループ会社及び委託契約会社等から安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

また、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

### 第4章 応急の復旧

#### 第1節 道路の応急復旧

会社は、武力攻撃災害が発生した場合、高速道路について、国民保護措置を実施する社員等、グループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員などの安全の確保に配慮した上で、速やかに高速道路の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。

また、応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとし、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の輸送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急復旧に努めるものとする。

#### 第2節 情報の収集

会社は、関係機関と連携し、高速道路の被災情報及び応急復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

#### 第3節 本省対策本部への報告

本社対策本部は、被災情報、応急復旧の実施状況の情報を本省対策本部に報告するものとする。

## 第4節 支援の要請

会社は、高速道路に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のための必要な措置について、国土交通省に対し必要に応じ支援を求めるものとする。

## 第5章 復旧等に関する措置

### 第1節 国民生活安定のための措置

会社は、高速道路について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行うなど適切に管理するものとする。

### 第2節 復旧に関する措置

会社は、武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて、安全の確保に配慮した上で、必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 緊急対処事態への対処

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1 会社緊急対処事態対策本部の設置

会社は、緊急対処事態が発生し、内閣に緊急対処事態対策本部（以下「政府緊急対策本部」という。）が、国土交通省に国土交通省緊急対処事態対策本部（以下「本省緊急対策本部」という。）が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに社長を長とする中日本高速道路株式会社緊急対処事態対策本部（以下「本社緊急対策本部」という。）を設置し、会社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本社緊急対策本部を設置した場合には、支社等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、関係機関に対して、連絡窓口等を連絡するものとする。

#### 第2 支社等緊急対処事態対策本部の設置

支社等は、本社緊急対策本部が設置された場合であって、所掌に係る緊急対処保護措置などを実施する必要がある場合には、本社緊急対策本部に準じた組織（以下「支社等緊急対策本部」という。）を設置するものとする。

支社等は、支社等緊急対策本部を設置したときは、その旨を本社緊急対策本部に連絡するものとする。

#### 第3 その他の体制の確立

会社は、緊急対処事態に類似した事象が発生した場合、その事象の大小に応じ適切な体制を構築するものとする。

#### 第4 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、本社及び支社等緊急対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

### 第2節 警報の通知及び伝達

会社は、政府緊急対策本部の長が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。

警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

### 第3節 緊急対処保護措置の実施

会社は、緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章から第5章までの定めに従って行うこととする。

## 第7章 計画の適切な見直し

会社は、この計画の内容につき適時検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するものとする。

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、国土交通省を通じて内閣総理大臣に報告し、関係機関都県知事に通知するとともに、公表するものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年4月28日から施行する。